

平成 30 年第 1 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年3月23日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月23日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	13 番	安 藤 洋 一
	14 番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	12 番	奥 田 信 宏		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	岡村 智彦	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	江上 文啓	次長兼 安心安全 課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民生部	部長	橋本 浩之	次長兼 環境課長	江場 満
		次長兼 保険医療 課長	寺西 孝	住民課長	中村 和恵
		高齢介護 課長	戸谷 政司		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和孝	下水道 課長	加藤 満政
	消防本部	消防長	奥村 光司	次長兼 消防署長	佐藤 安英
		総務課長	山田 靖		
	教育委員会 事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	黒川 静一
		生涯学習 課長	松井 督人		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会局	局長	金山 昭司	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 請願第1号 国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書
- 日程第2 議案第6号 蟹江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第7号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第8号 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第9号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第10号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第21号 蟹江町観光交流センター（愛称：祭人）指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第22号 蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第11号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 蟹江町ラブホテル建築等規制条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 蟹江町消防団設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 蟹江町民菜園設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第2号 平成29年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第3号 平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第4号 平成29年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第5号 平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第23号 平成30年度蟹江町一般会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成30年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成30年度蟹江町水道事業会計予算

- 日程第30 議案第30号 平成30年度蟹江町下水道事業会計予算
日程第31 同意第1号 蟹江町副町長の選任について
日程第32 閉会中の所管事務調査及び審査について

○副議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成30年第1回蟹江町議会定例会の最終日でございます。

本日も奥田議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

また、理事者側の子育て推進課長から、所用のため本日の会議を欠席したい旨の申し出がありましたので報告いたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、総務民生、防災建設の各常任委員会審査報告書、総務民生常任委員会の請願審査報告書が配付してあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

○副議長 安藤洋一君

日程第1 請願第1号「国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書」

日程第2 議案第6号「蟹江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」

日程第3 議案第7号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第8号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」

日程第5 議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第10号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第7 議案第12号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

日程第8 議案第13号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」

日程第9 議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

日程第10 議案第15号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第11 議案第21号「蟹江町観光交流センター（愛称：祭人）指定管理者の指定について」

日程第12 議案第22号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」

を一括議題といたします。

本12案は総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 佐藤茂君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

おはようございます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました12案件につきまして、去る3月7日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過を結果について報告をさせていただきます。

先回同様ちょっと長くなりますので、よろしくお願いたします。

まず、付託案件中、審査順序について、最初に総務部に関する3案件、議案第7号から議案第9号までの審査を行い、続いて、政策推進室に関する1案件、議案第21号の審査を行い、民生部に関する7案件、議案第6号、議案第10号、議案第12号から議案第15号及び議案第22号の審査を行い、最後に請願第1号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第7号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」から、議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」まで3案件は、関連がありますので一括議題としました。

審査に入ったところ、議案第7号、議案第8号をそれぞれ2条立てにした理由を伺いたいという内容の質疑がございました。これに対して、施行日が違うため2条立てにしたという内容の答弁がございました。

次に、議案第9号で、町職員の勤勉手当の一部改正とあるが、当町はラスパイレス指数が県下で最低である。これをどう考えているのかという内容の質疑がありました。これに対して、内規を改正し、昇格する年数を短くした。これにより将来的には上向きに転じてくると考えているという内容の答弁がありました。

次に、勤勉手当が4段階で評価されるとあるが、誰が誰を評価するのかという内容の質疑がございました。これに対して、課長職を一次評価者、部長職を二次評価者、町長、教育長を調整者として、上位職が下位職を評価するという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、議案第7号について討論を求めたところ、反対討論としては、期末手当は労働者の報酬の一部であり、特別職や議員は、職員とは一律に論することはできない立場にある。多くの国民が格差社会に苦しんでいる中、町民感覚から認められないため反対をするという内容の討論がございました。

これに対して、賛成討論として、平成29年人事院勧告に準じて必要な条例の改革であり賛成をするという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第7号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号について討論を求めたところ、反対討論として、議案第7号と同じ理由で反対をするという内容の討論がございました。

これに対して、賛成討論として、議案第7号と同じく、適正なものと考え賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第8号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「蟹江町観光交流センター（愛称：祭人）指定管理者の指定について」を議題としました。

審査に入ったところ、これから協定を結ぶと思うが協定書の案を提出できないかという内容の質疑がございました。これに対して、これから作成していくところであるという内容の答弁がありました。

次に、県や他の自治体では、指定管理に関する基本的な指針やガイドラインをつくっている。当町にはあるのかという質疑がありました。これに対して、明確なものはない。必要なものと考えているため、今後つくっていききたいという内容の答弁がありました。

次に、指定管理の選定結果の中で平等利用の確保の審査項目において、指定管理候補者の株式会社船井アソシエイツの審査点数が他社に比べて低いなぜか。また、地域住民とのかかわりについても、他社に比べて審査点数が低くなっているのはなぜかという内容の質疑がありました。これに対して、指定管理候補者の株式会社船井アソシエイツ以外の会社は大きな企業なので、情報収集力や発信力で差がついたと思われる。地域住民とのかかわり方については、他社のほうは商工会や観光協会など、地元根差した企業との連携についての提案が強いところもあったが、総合得点で株式会社船井アソシエイツが高かったため今回選定に至ったものであるという内容の答弁がございました。

次に、商工会や観光協会とかかわって事業等を実施していくといわれているが、団体の来年度の事業予定は決まっている。急な話を団体に持っていかれても困るのではないかという内容の質疑がありました。

これに対して、商工会は、それぞれの個店を紹介していただくなどの協力を仰ぎたい。観光協会には、鉄道会社のイベントに協力しているため協力を仰いでいきたいという内容の答弁がありました。

次に、指定管理者で自転車3台の貸し出しを行うということだが、町として、各駅に5台ずつ貸し出し用の自転車を用意するなどできないかという内容の質疑がございました。

これに対して、プロジェクトの中で話が出てきているので発展性を持って進めていきたいという内容の答弁がございました。

次に、指定管理者選定委員会設置要綱の中には有識者を選定委員にできるとあるが、公

平・公正な審査をするためには有識者を入れて構成するのがベストだと思うが、どう考えておられるかという内容の質疑がありました。

これに対して、施設の設置目的によっては外部有識者も選定委員会に入れていくことになっていくと思う。今後の検討課題とさせていただきたいという内容の答弁がございました。

次に、船井アソシエイツはプロジェクト当初から参加しているため、指定管理者の応募は他社に比べて優位ではないかという内容の質疑がございました。

これに対して、施設のソフト事業の提案や蟹江観光・振興プロジェクトの推進を目的として株式会社電通名鉄コミュニケーションズと契約を結んだ。そのプロジェクトの進行役が株式会社船井アソシエイツであった。町が契約したのは株式会社電通名鉄コミュニケーションズで、株式会社船井アソシエイツは、このプロジェクトを通じ町のことをよく調べていただいたことが提案の評価につながったと理解をしているという内容の答弁がありました。

次に、モニタリングをする際は、第三者を入れて実施するのが望ましいがどうかという内容の質疑がありました。

これに対して、指定管理候補者からは、町民を巻き込んだモニタリングをすると提案を受けているという内容の答弁がございました。

次に、事業計画を議会へ提出してほしいという内容の要望がありました。

これに対して、今後、必要な関係者に報告するとともに、議会にも報告をしたいという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、反対討論として、町民から見て、今回の指定管理候補者の株式会社船井アソシエイツと町とのかかわりが深いと疑われる。株式会社船井アソシエイツが指定管理候補者であることに反対であるため、本案に反対をするという内容の討論がございました。

これに対して、賛成討論として、観光交流センターの指定管理は4団体からの応募があり、指定管理者選定委員会の中でプレゼンテーション等は行われ、その中で最高得点を得た業者であり、町の観光・産業振興の取り組みを理解している業者だと判断し賛成をするという内容の討論がございました。

賛否を求めたところ、議案第21号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「蟹江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第6号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

ちょっとすみません。ちょっと水を飲まさせてください。

どうもすみません。

次に、議案第10号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

質疑に入ったところ、条例改正の趣旨はという内容の質疑がありました。

これに対して、国民健康保険税を国民健康保険事業納付金の費用に充てることが要点であるという内容の答弁がございました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、反対討論として、県が財政運営の責任母体となる新年度であり、今後、国保税の統一化、値上げも考えられる。県単位化の国保制度改革に反対のため、本案に反対をするという内容の討論がありました。

これに対して、賛成討論として、国保税を国保事業費納付金の納付に要する費用に充てることを定めるもので、今後の適正な国保運営のために必要な改正であるため本案に賛成をするという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第10号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、後期高齢者医療保険料が下がる要因はという内容の質疑がありました。

これに対して、一概に全員下がるわけではなく、低所得者が若干安くなり、現役並みの所得がある方は多少ふえている。全体的に見ると下がっているイメージだが、ほぼ同等と理解をしているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、第7期介護保険料の改正で蟹江町は値上げになる。近隣市町村の状況はという内容の質疑がありました。

これに対して、海部地区では飛島村が下がっているが、他の6市町は200円から700円ぐらいふえていると聞いているという内容の答弁がございました。

次に、蟹江町は低所得者の減免が充実している。今後も継続していくのか。また町が努力している点はどこかという内容の質疑がありました。

これに対して、第1段階の方の減免は制度開始時から町独自で実施している。限られた財源、資金を取り崩して減免に充てているため、基金の残額によっては継続できない可能性があるという内容の答弁がございました。

賛否を求めたところ、反対討論として、高過ぎる介護保険料は特に高齢者の暮らしを圧迫

している。保険があつて介護なしの事態が進むことが懸念され、公費を投入して住民の介護要求に応える必要があると考え、本案に反対をするという内容の討論がありました。

これに対して、賛成討論として、第7期介護事業計画期間の事業運営を円滑に行うもので、保険料の値上げもあるが低所得者等の急激な負担増の抑制にも配慮されているため本案に賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第14号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、主任介護支援専門員の研修は新たに設けられたが、介護施設においてケアマネジャーが不足しているということはあるのかという内容の質疑がございました。

これに対して、事業所を実施する場合、資格保有者を何人設置しなければいけないという基準があり、町内では一定の人員が確保されている状況であるという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、課金制度にしたことで入浴者数の減少が考えられる。年代に配慮した運営のアイデアを考えているのかという内容の質疑がございました。

これに対して、健康になる、健康を維持してもらうためのアイテムとして、この施設を利用してもらえたらありがたい。今後、社会福祉協議会へ提案していきたいという内容の答弁がございました。

次に、多世代交流施設ということで若者から高齢者までが一緒にお風呂に入ることになるが、特に排せつ物等、衛生面の管理をしっかりとってほしい。その対策としてチェックシートなどはつくるのかという内容の質疑がございました。

これに対して、基本的に自立している方の利用を想定している。チェックシートは必要に応じて検討していきたいという内容の答弁がございました。

次に、長寿会の補助は考えていると思うが、若者への補助は考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、長寿会は助成券の補助を考えている。現役世代、子供への補助は担当課において検討をしていくという内容の答弁がございました。

次に、指定管理料の内訳を伺いたいという内容の質疑がありました。

これに対して、新年度予算額は約3,280万円である。施設の光熱水費、設備の管理委託料、人件費などの経費であるという内容の答弁がありました。

次に、事業計画、事業報告を議会へ報告すべきではないかという内容の質疑がありました。これに対して、報告をしていくという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第22号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書」を議題としました。

まず最初に、紹介議員である板倉浩幸委員から、国保は生まれてすぐに均等割がかかってくる。子育て支援を進めていくのであれば、せめて18歳未満の子供に減免制度を設けること、また一般会計から法定外繰り入れを措置して、税の引き上げをやめることをお願いしたいという内容の趣旨の説明を受けました。

その後、質疑に入り、国からの指導に相反している。本請願書の内容は自治体に言うのではなく、国に言うべきことではないかという内容の意見がございました。

これに対して、紹介議員の板倉委員から、確かに国に出すべきもので、同団体から国・県へと意見書案も出ている。それぞれの市町村には重い負担になることはわかるが、子育てを応援するために18歳未満の均等割の減免をお願いしたいというものであるという内容の説明がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、反対討論として、町から平成30年度の国民健康保険税の算定に当たり、子育て世代に配慮した算定をし、減免の取り扱い規定も整備すると聞いている。法定外の一般会計からの繰り入れも2,000万円の増額の7,000万円にして激変緩和に対応しており、本請願に反対をするという内容の討論がございました。

これに対して、賛成討論として、抜本的改革するには市町村独自でやらざるを得ない現状で、本請願に賛成をするという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、賛成少数で不採択ということに決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(10番議員降壇)

○副議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 請願第1号「国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

請願第1号「国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書」を採択していただきたく、賛成の立場で討論を行います。

今回の請願は、海部津島地域の中小零細企業、自営業者の営業と暮らしを守る運動を行っている団体からの請願であります。私も会員であり、国民健康保険税が高くて生活が大変と相談がよくあります。今議会にも上程されているように、これまで市町村が保険者として運営していた町国保が来年度から県に一本化され、県は医療費などの保険給付に必要な納付金を町に請求する仕組みに変わります。

それと同時に、県はその納付金を被保険者から賦課徴収する標準の保険税率を示すこととなりますが、町は独自に保険税率を定めることができます。いわば県から請求される納付金を納付さえすれば、どのように被保険者に賦課徴収するかは町の権限であります。

この間、愛知県から示された標準保険税率は、ほとんどの自治体において国保税の引き上げになる試算が示されておりますが、最大の問題は愛知県の国保事業費に対する補助がないためであり、トヨタ1社にはテストコース建設など税金で巨額の補助をしながら県民福祉への補助を渋るという姿勢であります。

国・県、市町村、蟹江町では払える保険税のための補助が必要であり、まず子育て支援として18歳未満の子供の均等割の減免、今でも高過ぎる国保税の引き下げの要求であり、また県の補助金の復活及び国の国庫負担の抜本的な引き上げが国保事業には必要だと考えます。先ほど述べたように、被保険者に賦課徴収するのは蟹江町であり、よって本請願に賛成をいたします。

なお、議員各位には、国保加入者の思いに寄り添って、この請願に賛同することを願って賛成の討論といたします。

○副議長 安藤洋一君

他に討論はございませんか。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪です。

私は反対の立場から、不採択の立場から討論を申し上げます。

国民健康保険税の引き上げをやめ市民税負担を求める請願でございますけれども、本質的にもやはり少子高齢化が進み、高齢者がふえて医療費が高くなるという、そして国が1,000兆円も借金をしている時代において、果たして高齢者がふえ医療がふえたときに、国民保険料の引き上げをやめてということが可能なのかということも思うんでありますが、それからまず1つ、この請願に違和感を感じるのは、請願理由の中で、長引く不況の中でという中で商売が悪いから払えないというようなこともありますけれども、この内容というのは、石原議員が代表質問で言いましたとおりに、今不景気というのは適温経済というような言葉が使われまして、加熱でもなく冷え込みでもない、ちょうどいい緩やかな景気が5年間も続

いているという、そういう統計もあるんですね。

この団体さんは、本当に皆さん、すごく何か営業悪いかもしれませんけれども、景気がよくなったらどうなんだろうというふうに思いますし、払いたくても払えない国民保険税という、払いたくても払えないという非常にゆとりがあるんですかね。払いたくても払えない。

払いたくてもでなくて、税金を払うのは国民の義務です。払いたくても払えない、払えないというのは、普通の生活して払えないのか、それともきゅうきゅうの生活して本当に税金が払えないのかということで、払わない方には減免制度とか、その他の制度もあるわけですから、そういった意味で、非常に払いたくても払えないという言葉の中に余裕を感じるんです。

一般の市民の方は本当に一生懸命働いて、税金を納めるために一生懸命働いているという感じがありますので、この請願理由が少し違和感を感じるということが1つあります。

それから、一応反対の理由といたしましては、委員会でも申し上げましたけれども、やはり18歳未満の子供の均等割の減免制度を実施してくださいということですが、30年度の国保税の算定に当たり、子育て制度に配慮をした減免規定も取り入れて整備されているということでありまして、2つ目の一般会計からの繰り出すなどの措置をとり国民健康税の引き上げをやめ市民負担を軽くしてくださいということも、私は2,000万円増額して7,000万円の激変緩和措置がされるということで、当局においてもそのような対策がされておるということで、この請願を採択して、また議会から執行者のほうにどうのこうのという意見を言うのは何か非常にそぐわないという感じがあります。

そういった意味におきまして、全体的にこの請願に対しては賛成をしかねるということで私は反対をいたします。採択には反対をいたします。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

他に討論はございませんか。

(なしの声あり)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(発言する声あり)

ごめんなさいね。もう一度言いますね。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(発言する声あり)

わかりませんか。

(発言する声あり)

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定されました。

日程第2 議案第6号「蟹江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第7号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」反対の立場から討論をいたします。

一般に期末手当は労働者の報酬の一部であり、複雑化する公務労働の中で、その対応として人事院が評価したこのたび勧告となっております。しかし、議員は職員と違います。議員報酬は、そもそも職員給与によって引き上げたり引き下げたりするようなものでありません。地方公務員の賃金が国家公務員賃金や人事院勧告に準拠して決められるものに対して、地方議員の自治体特有の条件を基礎にし、住民要求を議会と行政にいかんにして反映しやすく、どのように努力したかという点に観点を大事にし、さらに住民の合意も得ながら決定されるべきものであります。

ここで申し上げなければならないのは、特別職、そして議員は、職員、労働者とは一律同列に論じることができない立場であるということです。多くの国民、町民や中小企業がアベ

ノミクスの拡大によって不況にあえぐときに、予算は町民や中小企業を応援するために使うべきであり、期末手当も同じ考えで認められないと思います。よって、議案第7号に反対をいたします。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、提案理由にもありますように、平成29年の人事院勧告に準じて必要となる条例の改正であり、適正なものと考えますので賛成いたします。

つけ加えますと、この改正で議員がどれほどの収入アップになるかわかりませんが、今はもう本当に議員のなり手がいないというのは、本当にある意味報酬が少ないというのもあるわけです。そして、その上がった分は、考え方としては仕事で返すという考え方がありますし、そういった背景もありますので、さっき言われるようにということもあります。ですから、これに賛成です。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号「蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第8号は、さきの議案第7号の一部改正と同じ理由について反対をいたします。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田です。

私は賛成の立場から討論します。

この議案は人事院勧告に基づいての条例の改正であり、適正なものと考え本案に賛成します。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号の採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第6 議案第10号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第10号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」、反対の立場から討論いたします。

この国保税条例の一部改正は、4月からの国保制度改革における国保税を県へ国保事業納

付金の納付に要する費用に充てる改正であります。

愛知県が財政運営の責任主体となる新年度であり、負担増や徴収強化が迫られることになり、今後、国保税の県統一化になることも考えられ、ただでさえ高い国保税がさらに引き上げられることは必至であります。よって、都道府県化の国保制度改革に反対でありますので、議案第10号について反対をいたします。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

今回提案されております国民健康保険税の条例の一部改正については、国保制度の改革に伴い国保税を国保事業費納付金の納付に要する費用に充てると。要は国民健康保険を県のほうに納付をするように改正するという内容でございます。今後の適正な国保運営のために必要な改正であるということで賛成をさせていただきます。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の委員長の報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」の委員長報

告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、第7期介護保険事業の新たな介護保険料があります。高過ぎる介護保険料は特に高齢者の暮らしを圧迫しており、保険料、また利用料の負担軽減と介護保険への国と自治体による公費投入が必要となっています。

保険あって介護なしという事態が一層進むことが懸念され、公費を投入して町民の介護要求に応える対応が必要であると考え、よって議案第14号については反対をいたします。

以上であります。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

私は議案第14号に対し賛成の立場から討論申し上げます。

第7期介護保険事業の運営を円滑に行うためのものであり、所得の低い人々への急激な負担増の抑制などの点にも十分配慮されており、今後も高齢者の方々が蟹江町で、より元気に生活できるような支援を強く要望し賛成いたします。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第21号「蟹江町観光交流センター（愛称：祭人）指定管理者の指定について」の委員長の報告に対する質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

ただいまの委員長報告に対しまして、3点ほど確認のための質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、委員長報告の中に、委員の中から、この指定管理に係る基本的な町としての指針やガイドラインというようなものが今も定められていないというような質問があったようですけれども、これは事実定められていないと思いますが、しかし、これに対する答弁は、後から、今後これをつくっていくというような内容であったというふうにお聞きしましたが、それではよろしかったのかどうかということ、まず第1点目の確認であります。

2点目では、今回のこの船井アソシエイツということを選定するに当たって、この選定委員ですけれども、選定委員は外部の人は入っておらず、内部だけ、職員だけで、これが行われたというような質疑応答があったと思うんですけれども、それはそのとおりであったのかどうかということでもあります。

3点目ですが、この3点目が少し大切なところですので、この船井アソシエイツさん

という人が既に蟹江町のこの観光プロジェクトの推進の中心的な役割を果たしていたんではないかという視点からの質問ですが、このアソシエイツさんが観光・産業振興プロジェクトとして、このプロジェクトは、この事業のコアの部分、中心的な部分の役割を担うところがありますが、このプロジェクトのメンバーとして、今のご答弁ですと進行役であったというようにご答弁でありましたが、このことが中心的な役割を果たして、この会を進行役としてリードしていたというふうな存在であったというふうによりとりがあったかと思えますけれども、それについてもそのようなことであったということで質疑の中身はよかったのかどうか、以上3点についてお伺いをいたします。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

すみません、先ほどの中村議員に対しての答弁を答えさせていただきます。

まず、1番ですけれども、ちょっと1番のところ、ちょっと申しわけない、聞き漏らしました。

(発言する声あり)

ああ、そうですか。

じゃ、1番のほうちょっと置いておきまして、じゃ、2番のほうから、選定委員のことでありますけれども、職員で決めたと、そういうことですが、職員で決めさせていただいたという答弁でございました。外部の方は入れてないという話であります。

それから、3番で、船井アソシエイツがリードしてやっておったということで、私のほう聞いておりますのは、最初からもうやっぱりかかわっておられて、リードしておったということで聞いております。

以上でいいですか。

すみません、じゃ、1番だけ。

○9番 中村英子君

じゃ、1番のことですが、この事業、管理者を指定するというやり方では、それ以前にそれぞれの市町において基本的な指針とかガイドラインというものを設定してやっていくというのが通常のやり方かと思うんですけれども、そのことが今回できておらず後づけになっていて、この質問に対して、質疑に対して、必要なんだけれども、これは後からつくるといような答弁であったのかどうかということ、多分後からつくるといような答弁だったと思うんですけれども。後でつくる、そういうことで。

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

すみません、ガイドラインについては、後から一応検討させていただくという、そういうお話でございました。よかったですか。お願いします。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第21号「蟹江町観光交流センター（愛称：祭人）指定管理者の指定について」、反対の立場から討論をいたします。

この議案については、観光交流センターの指定管理者となる団体を船井アソシエイツに選定したとのことでありますが、選定方法に問題がなかったか疑問であります。蟹江町において指定管理者制度の運用の先ほど委員長報告にありましたように指針やガイドラインがないため、他の自治体を参考にしたと思います。

反対する1点目として、指定管理者となる船井ですが、一般公募により指定管理者制度を導入として募集要項の公表、公募開始をし、提案書受け付け、プレゼンテーションを行いました。しかし、指定管理者となる団体の船井さんは募集要項公表の前からプロジェクトチームに入り会議に参加しており、他社の3社より有利があったと考えます。

2点目として、仮協定書がない点です。協定書は当事者間の取り決めであり、選定後に指定管理者の内定者と町が協議をして作成していくものでありますが、公募の段階で町が協定書を示すことで事業者等が指定管理業務の全体像を把握し、実際に事業内容について協議をする段階になって双方の理解に隔たりがあったなどという事態を未然に防止できると考えます。

3点目として、選定委員会の構成であります。委員には公正な選定とともに専門的な審査を行えるよう公認会計士、税理士等の業務の第三者の専門家を含めることが望ましいと考えます。蟹江町の指定管理者選定委員会の設置要綱にもある外部の有識者を委員として委嘱することができると思います。幾らできる規定であるとしても委嘱すべきであり、選定委員会の委員にこのようなメンバーが入っておりません。

よって、この3つの理由で議案第21号に反対をいたします。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 石原です。

今回提案されている蟹江町観光交流センターの指定管理者公募に4団体あり、その後の指定管理者選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングが行われ、その中で最高得点を得られた株式会社船井アソシエイツが指定管理者として指定の提案をされ、この団体の提案が、理事者からの説明にもありましたように、この観光交流センターを起点とした蟹江町における観光・産業振興への取り組みをよく理解されている団体であると判断できるので指定管理者として指定することが望ましいと考え、本議案に賛成いたします。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第22号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第13 議案第11号「蟹江町手数料条例の一部改正について」

日程第14 議案第16号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」

日程第15 議案第17号「蟹江町ラブホテル建築等規制条例の一部改正について」

日程第16 議案第18号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」

日程第17 議案第19号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」

日程第18 議案第20号「蟹江町民菜園設置及び管理に関する条例の廃止について」

を一括議題といたします。

本6案は防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 水野智見君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○防災建設常任委員長 水野智見君

それでは、防災建設常任委員会に付託されました6案件につきまして、去る3月7日に委員会を開催し、委員6名出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告

申し上げます。

まず、付託案件の審査順位について、最初に消防に関する3案件、議案第11号、議案第18号、議案第19号の審査を行い、続いて産業建設部に関する3案件、議案第16号、議案第17号、議案第20号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第11号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第18号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第19号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正により町への影響はあるのかという内容の質疑がありました。

それに対し、維持管理上、特段影響はないという内容の答弁がありました。

次に、区画整理事業をすると都市公園をつくることになるが、この改正により今までの公園と面積が変わるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、面積要件に影響はないという内容の答弁がありました。

次に、第2条の7で運動施設の敷地面積のことが新たに追加されているが、どういった理由で追加されたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今までは都市公園法の制令の中で定められていた規定が参酌基準となったため条例の中で基準を位置づけたものであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第16号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「蟹江町ラブホテル建築等規制条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、新たに田園住居地域が追加されたということか。いつから追加され、新たに都市計画図を作成して住民へ周知するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、都市計画法の一部改正は平成30年4月1日施行で、町には田園住居地域の設定はないため今までの都市計画図で対応していきたいという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議

案第17号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「蟹江町民菜園設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題としました。

審査に入ったところ、地主の都合で廃止するのか、利用者がいなくなると廃止するのか、また現利用者から別の場所での実施要望はないかという内容の質疑がありました。

これに対し、地権者の方から返還の申し出があったため廃止するものである。菜園利用者41人にアンケートを実施した結果、14人は継続したい意向であるという内容の答弁がありました。

次に、代替地もないということで、完全になくすということかという内容の質疑がありました。

これに対し、要望などが多くなれば検討するが今のところ予定はないという内容の答弁がありました。

討論を求めたところ、討論もなく、議案第20号は全員賛成で可決すべきものと決しました。以上、報告にかえさせていただきます。

(5番議員降壇)

○副議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第13 議案第11号「蟹江町手数料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと1点だけ委員長にご確認したい。今回の議案も質疑も討論なかったと思うんですけども、委員長がわかりましたら結構です。

本議案の危険物の製造所、貯蔵所、または取り扱いの設置のときの手数料なんですけれども、これはどんな施設が、スタンドとかそういうものなのか、ちょっとそれわかりましたらお願いいたします。

○防災建設常任委員長 水野智見君

すみません、申しわけありません、わかりません。

(発言する声あり)

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号「蟹江町ラブホテル建築等規制条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第17 議案第19号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号「蟹江町民菜園設置及び管理に関する条例の廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第19 議案第2号「平成29年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたし

ます。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

議案第2号「平成29年度蟹江町一般会計補正予算」に反対する立場で討論をいたします。

この補正予算には個人番号交付事業が含まれた補正であります。この事業は徴収強化と社会保障給付抑制を目的に国が国民の情報を厳格に把握、管理することを狙った仕組みであります。国民を監視する手段であると私は考えます。よって、個人番号マイナンバー制度には当初から反対でありますので、この一般会計補正予算に反対をいたします。

以上であります。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

私は、「平成29年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」について賛成の立場から討論を申し上げます。

まず、歳出の補正でありますけれども、人件費等の減額、それから土地取得会計からの土地の買い戻し、そして公共施設整備基金、減債基金及び下水道整備基金への積立金というのが、歳出としては積立金等が主なものになっておると。

そしてまた歳入の補正としましては、町民税、そして固定資産税など町税、またそして地方交付税や地方消費税交付金の増額、いろいろとそういうものになっておりました、総額で2億4,801万円の増額補正となっております。

そういうことでありまして、町は健全な財政運営を図っているというふうに私は思いますので、思いますというか認められますので、この議案第2号「平成29年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」については賛成させていただき、賛成討論とさせていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第20 議案第3号「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第21 議案第4号「平成29年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第22 議案第5号「平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第23 議案第23号「平成30年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第23号の「平成30年度一般会計予算」に反対の立場から討論いたします。

まず、補正予算にも反対をしましたが、マイナンバー制度に伴う個人番号交付事務費及び個人番号カード交付事業が計上されている点であります。マイナンバー制度は個人情報漏えいのおそれが多いということで、マイナンバー制度自体に反対であります。本来これは国の事業でございますので、ほぼ100%国からのお金でやるべきであるのに町の持ち出しが多々あるという点であります。

次に、国民健康保険が都道府県化単位で行われる事業であります。蟹江町にとって国保税がどうなるかであります。30年度一般会計予算では7,000万円の法定外繰り入れを計上されておりますが、今後値上げが予定されるために法定外繰り入れの増額を要望いたします。

また、今後、一般会計からの繰り入れが制限されると、ますますの引き上げになると思っておりますので、この点についても問題がございます。

介護保険事業でも同じ考えであります。介護予防・日常生活支援総合事業ということで実施をされておりますが、低所得者対策や介護保険料引き下げのために一般会計からの繰り入れを行うことが必要と考えます。

これらが反対の大きな理由であります。ほかにも幾つかの疑問点があります。特定健診の自己負担、精神障害者医療費助成制度、就学援助の制度、学童保育など改善を行う予算案は評価できますが、住民に身近な地方自治体では、住民の命と暮らしを守るとりでにいくためには、個別の縦割りの対応ではなく、住民目線に立った暮らしを丸ごと抱える制度の横断的な対応が必要だと考えます。よって、議案第23号「一般会計予算」に反対をさせていただきます。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

私は平成30年度一般会計予算について賛成の立場から討論を申し上げます。

平成30年度蟹江町一般会計当初予算につきましては、投資的経費を中心に過去最高の総額113億152万3,000円を計上しております。

この予算の総額の主な内容につきましては、昨年度から引き続き実施をされております多世代交流施設事業のその予算、それから自由通路等整備に係る予算、そして老朽化が進んでおります同報系防災無線のデジタル化への更新にかかわる予算と、そしてまた学童保育の小学校全学年から通年実施への拡大と、そして民間保育所の協力による病児保育の実施、それから子育て拠点となる3つ目の子育て支援等の設置など子育て支援の強化のための予算等、多々ほかにもあるわけでありましてけれども、どれも必要不可欠なものであると私は考えておりますので、議案第23号「平成30年度一般会計予算」については賛成とさせていただきます、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第24 議案第24号「平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第24号「蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

1点目として、予算にもあるように、昨年からの保険基盤安定基金であります。これは低所得者対策でやっていることの補填で使うことではあります、新たに低所得者対策に使っていない30年度予算であります。これは新たに低所得者対策をすべきと考えますし、他の自治体ではやっている市町村もあります。国の施策として、本来からいけば低所得者の保険税を引

き下げるべきと考えております。

2点目として、やはり国民健康保険事業の新制度であります。これは議案第10号でも反対したように都道府県化は問題であり、反対をいたします。

よって、このような理由として議案第24号に反対をいたします。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 高阪康彦君

14番の高阪です。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

平成30年度の国民健康保険事業特別会計予算は、県が財政運営の責任主体となることに伴い会計科目が改正されております。歳入では医療給付費の費用が県からの保険給付費交付金の交付を受ける一方、歳出では徴収した国保税を国保事業費納付金として納付する予算措置がされております。新しい制度に適切に対応した予算となると思いますので、私は賛成をいたします。

賛成の討論といたします。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第25 議案第25号「平成30年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第26 議案第26号「平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

議案第26号の「蟹江町介護保険管理特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。この事業は、要支援1、2の方の訪問サービス、通所サービスを対象に、将来的には要介護1、2を介護保険から切り離しをしていこうという国の施策の中で行われているものであります。

また、サービス内容としては、特に緩和型は施設要件、人員要件、また基本報酬額とも切り下げたものとなっております。このようなことから、介護予防・日常生活総合事業自体に反対であります。

しかしながら、法律で決まったところだからではなく、国の施策の中でまた変わっていく中での制度切りかえに、いろいろな町としても不都合や対象とならない町民の方も出てきていると考えます。議案第14号にも反対しましたように、町独自の施策も考えてやっていただくようお願いをいたしまして、反対をいたします。

以上であります。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

議案第26号について賛成の立場から討論申し上げます。

平成30年度から32年度の第7期介護予防事業計画の1年目であり、30年度は介護給付及び地域支援事業に係る一般会計からの繰り入れが増額になっており、今後もふえ続けるという説明もありましたが、今後できる限り蟹江町で暮らしていただくために、家族の方、また介護者の負担軽減のためやむを得ないこととは思いますが、サービスの適正化や介護予防にしっかりと努めることで健全な事業運営をされることを強く要望して賛成します。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

ここで暫時休憩します。

午前10時45分から再開します。

(午前10時30分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○副議長 安藤洋一君

日程第27 議案第27号「平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第28 議案第28号「平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第28号「平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

この議案については、国の制度でございますが、差別的な制度ということで最初から反対をしております。それ以上に問題と考えるのは、都道府県化単位で広域でやられているという点であります。保険料など広域連合で決めており、市町村で議論すべき内容が少なく、本来の町民の要求が伝わらないと考えます。

私としては後期高齢者医療保険を市町村に戻すべきだと考えており、その上でもっと蟹江町議会でも議論すべきであり、このような制度は廃止すべきと考えますので、よって議案第28号について反対をいたします。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪です。

私は賛成の立場で討論を申し上げます。

後期高齢者制度では2年ごとに保険料の見直しを行うことになっており、平成30年度から2年間、30年度から31年度ですけれども保険料率が改定されました。保険料の賦課限度額を57万円から62万円に、所得割率を9.54%から8.76%に、被保険者均等割額は4万6,980円から4万5,379円というふうに若干の値下げのされた改定がされております。

蟹江町といたしましては、歳入として少し値下げされたにもかかわらず3,700万の増額になっております。これは被保険者といいますか、75歳以上の方がふえたということでありませう。一般会計からの繰入金も約99万円増額されております。逆に歳出の後期高齢者の広域連合の納付金は3,500万円の増額になっております。

引き続き後期高齢者健康診断等による疾病の早期発見、早期治療による医療費上昇の抑制や安心して医療が受けられるように、そのような配慮を望みまして私は賛成の討論といたします。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第29 議案第29号「平成30年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第29号「平成30年度蟹江町水道事業会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

蟹江町の水道使用料金は、県下でも海部南部水道に続き高い水道料金であります。住民から引き下げてほしい、また使っていない基本料金を見直してほしいと要求が多い水道料金であります。水道の節水も皆さんしておられます。

そこで予算ですが、県からの受水費も500万円、29年度と合わせて1,000万円の削減となっており、本年度も純利益を7,900万円上げるなどの予算となっており、住民から徴収した水道料金を利益で上げ内部留保をため込むのではなく、この内部留保を使って水道料金に還元すべきだとの考えは変わりませんので、よって平成30年度「蟹江町水道事業会計予算」に反対をさせていただきます。

以上であります。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 新風 石原裕介です。

賛成の立場から討論申し上げます。

水道事業において、近年、水の需用の低迷により給水収益の減少が続く中、経営は依然として厳しい状況となっております。このような経営状況にあっても経費の節減、有収率の向上に努め、安心・安全な水の安定供給を堅持された予算が編成されており、将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図られることを期待し、本議案に賛成いたします。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第30 議案第30号「平成30年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉でございます。

議案第30号に反対の立場から討論をいたします。

この議案は、昨年度からの特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用した企業会計であります。下水道事業は、汚水を排除し処理することにより市民の環境衛生の向上を図るとともに公共用水域の水質の保全に資することを目的とした事業であり、この目的に照らせば、公共下水道事業は独立採算性とはいえ利潤を生み出す事業ではなく、採算のとりにくいところでも事業をやらなければならない性格のものであります。

反対の理由としては、下水道事業がこうした性格があるのに当面一般会計からの繰り入れを行うとしておりますが、本来の地方公営企業法が進めば、これまでの一般会計からの繰り入れが制限され、その分不足する歳入を補うために使用料の値上げが予想されます。下水道事業が環境の向上を目的とし、採算が合わなくてもやらなければならない事業であれば、国や自治体の財政支援があっても当然であります。単純に汚水処理費に見合う使用料に引き上げることは道理に合いません。

以上のとおり課題や問題点を持つ企業会計制度に反対であり、町民からの立場からでもこの議案に反対するものであります。よって、議案第30号蟹江町下水道事業会計予算に反対をいたします。

○副議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田です。

私は賛成の立場から討論します。

本年度予算につきましては、環境整備の下水道事業で早期に事業促進に向けて必要であり
ますので本案に賛成します。

○副議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

日程第31 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」を議題といたします。

ここで、河瀬副町長の退席を求めます。

(副町長退席)

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いた
しました。

ここで、河瀬副町長の入場を許可します。

(副町長入場)

ただいま選任同意されました河瀬副町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可い
たします。

○副町長 河瀬広幸君

議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議員の皆様方からご同意いただきまして、副町長として選任いたすことになりました。改めて、この職務の大きさ、重大さ、そして責任の重さに痛感をしているところであります。

28年間、町長と一緒に町政の運営に携わってまいりました。さまざまな経験、そしてさまざまな問題もいろいろございました。その経験を糧に、この4月からまた新たなスタートして、この職務を全力で全うしたいと考えております。そのためには議員各位におかれましては今まで以上のご指導と、そしてご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第32 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○8番 黒川勝好君

すみません、ちょっと議事運営について一言。

きょう3月これで終了するというので、副議長の安藤さんにつきましては、本当に議長代理としてすばらしい議事運営していただきまして、ありがとうございます。

皆さんもご承知のとおり議長が3カ月間不在ということで、これは本当に大変なことだと思っております。聞くところによりますと、また4月も休養するというので、通算すると4カ月になってしまうわけですね。このまま議長不在でこの議会をやっていくということは、非常に対外的にもご迷惑がかかることだと私は思っております。

そこで提案をさせていただきますが、議会運営委員長にお願いをいたしまして議運を開いていただきまして、今後の対応、それをやっぱりきちっとしていかなと、このまま何もなしで議会を進めていくということは、私は非常に対外的にも失礼なことだと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○副議長 安藤洋一君

ちょっと私からでもよろしいでしょうか。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田です。

今、黒川議員から提案がありましたが、安藤議員が非常に優秀に務めてみえますので、3カ月、4カ月、対外的にいろいろなことはあると思うんですが、ここまで来た以上、あと少し安藤議員に頑張っていたいただきたいと思います。

○9番 中村英子君

今の黒川議員の発言は、このことを議会運営委員会で取り上げていただきたいということです。個々の意見がそれはいいんだとか悪いんだとかということは今問い合わせる場所ではありませんので、議長には議会運営委員長に、じゃ、そのことについて閉会中でも結構ですので一度話をしてみますなら話を進めますですし、そのような取り扱いになりますのでお願いします。

(発言する声あり)

○副議長 安藤洋一君

わかりました。そしたら……

(発言する声あり)

ちょっと私の意見言わせてもらっていいですか。そういうのはいかなのですか。

(発言する声あり)

まず、私の話として、病状は間もなく回復するように見舞いに行った時点では思っております。もう今月中に退院されて、ちょっと自宅休養あるんですが、来月下旬には復活できるんじゃないかという、それで本人も復活に非常に意欲的であります。ベッドの上でも勉強されております。今の現状、議会の進行状況もきちんとつかんでおられますので、いましばらくできたらこのままで待っていただけるとありがたいと思いますがいかがでしょうか。

○8番 黒川勝好君

そういうことじゃないでしょう。議長と副議長というのは全然違うわけでしょう。

別に奥田さんに議員やめろと言っているわけじゃないんですよ。議長職をちょっと離れてもらったほうがいいんじゃないかということをおし上げて、それを皆さんに、僕が勝手に言ってやめるわけじゃないし、向こうから辞表が出ているわけじゃないから、それはそれでいいんですけども、やっぱり4カ月になりますよ、これで4月になるとね。

4カ月間、蟹江町の議会の中の議長というものがおらんということがどういうことかという事は、皆さんわかってみえると僕は思っておるんですけどもね。それは立派ですよ。安藤さんは立派にやられた。おらなきゃおらんで結構、副議長でやれますよ、十分。そんなことは僕も十分わかっております。ただ、対外的にはきちんとしたものを知らしめなきゃいかんでしょう、これ。違いますか。

○11番 吉田正昭君

ごもっともな意見ですが、先ほど安藤副議長も言われましたように、もうじき退院してみ

えて復帰されるというような話を聞いておりますので、このままいくということで、とりあえず議会運営委員会は開かないということでお願いしたいと思います。

○8番 黒川勝好君

本来ならば、会派の新政会の方からお伺いを立てるのが僕は筋だと思っておるんですよ。うちの会派の議長がいないと。要らんことかもしれんですけども、それが常識だと僕は思っている。議会の中の常識だと思う。議長が3カ月も4カ月もおらんで、へっちゃらの顔しているというのが僕にはわからない。

それ以上のことは言うことないですけども、本当に議運の委員長の中村委員長には言います。きょう今からでもいいですから一度議運を開いていただいて、きちんとお話を聞いて、やるべきものでなきゃ結構ですよ。私は、この場で言うておかんとわからんと思いましたが一言申し上げた。

○副議長 安藤洋一君

それでは、私の立場で言わせてもらいます。

議運を開く考えは今のところありません。このままでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会に当たり副議長の私から一言ご挨拶を申し上げます。

本当に今議論もありましたけれども、議長不在の間、議長代理といたしまして私がとり行わせていただきました。本当に不手際もたくさんありましたけれども、議員各位、そして理事者の皆様方のご協力いただきまして、何とか閉会まで持ってこられました。本当にありがとうございます。

これからも、ただいま申し上げましたように、議長も一生懸命療養されて、間もなく退院され自宅療養され、復帰するという意欲十分に示しておられますので、どうかこれからも皆様一丸となって蟹江町民のために議会を進めてまいりたいと思っておりますので、これからも皆さん一緒に頑張りましょう。

以上です。

それでは、これをもちまして平成30年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時06分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会副議長 安藤洋一

6番 議員 戸谷裕治

7番 議員 伊藤俊一